

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)又は(17の計)	1	円	(5)のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る当期税額控除額 (5)と別表六の二(七)「6」のうち少ない金額	6	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		(5)のうち税額控除割合が25%である 試験研究に係る当期税額控除額 ((5)-(6))と別表六の二(七)「7」のうち少ない金額	7	
各連結法人の税額控除割合が 30%である試験研究に係る 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	3		税額控除割合が30%である試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(18)}{(3)}$	8	
各連結法人の税額控除割合が 25%である試験研究に係る 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	4		税額控除割合が25%である試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(19)}{(4)}$	9	
当 期 税 額 控 除 額 (別表六の二(七)「14」)	5		(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $((5) - (6) - (7)) \times \frac{(1) - (18) - (19)}{(2) - (3) - (4)}$	10	
			特別試験研究費に係る当期 控除額の個別帰属額 $(8) + (9) + (10)$	11	

特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細

連 結 親 し た 法 人 連 結 事 業 年 度 が 平 成 31 年 4 月 1 日 前 に	旧措法第68条の9第6項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
	12	13	14
	第1号・第2号		円
	第1号・第2号		
	第1号・第2号		
	第1号・第2号		
	第1号・第2号		
	計		

連 結 親 す る 法 人 連 結 事 業 年 度 が 平 成 31 年 4 月 1 日 以 後 に	措法第68条の9第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
	15	16	17
	第1号・第2号・第3号		円
	第1号・第2号・第3号		
	第1号・第2号・第3号		
	第1号・第2号・第3号		
	第1号・第2号・第3号		
	計		

(14の計)又は(17の計)のうち(12)又は(15)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額 18

(17の計)のうち(15)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額 19